

6 月度 回覧について

1. 令和5年6月度定例理事会報告
2. ペット飼育に関する調査報告
3. 剪定作業のお知らせ 7/7(金)～14(金)
4. ITプロジェクト活動表
5. 廃品回収についてのお願い 7/7(金) 7/21(金)
6. 若松会だより6月号
7. 絵手紙 趣味友参加のお知らせ 7/12(水)
七夕 Cafe（創作茶屋 A B） 7/15(土)
8. 交番だより6月号
9. 令和5年度 肺がん・結核検診のご案内 [予約制]
10. 大阪府身体障がい者 福祉事業（回覧）



2023 年度 第 3 回 定例理事会報告

令和 5 年 (2023 年) 6 月 18 日 (日) 18:00~20:00

A B 住宅団地集会所にて

出席 20 名 欠席 5 名 欠員 3 名

1. 理事長あいさつ

- ① 6 月 2 日の大雨で、A 棟表側駐車場・ガソリンスタンド側の法面の一部が陥没し、大きな穴ができました。駐車場支援員の皆様のご協力により、駐車場の一部を閉鎖し、建物保全・防火担当理事が地盤の復旧改良、汚水管の修復工事について、堺市、業者と話しあって、6 月 19 日から 24 日にかけて緊急工事を実施します。住人の方から、これまでの経験から、管理組合として実施すべき対策について、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。
住人の皆様には、緊急の「お知らせ」を回覧し、掲示板に貼付け、A B 住宅団地のホームページへ掲載しました。危険ですので、絶対に近寄らないでください。
- ② 5 月 28 日の住環境審議委員会において、令和 5 年度 住環境審議委員会 委員を委嘱し「長期修繕計画の資金計画概要」について諮問しました。

2. 理事会運営に対する意見・提案について

- ① 理事会開催日の変更（第 3 日曜日 ⇒ 第 3 土曜日）の提案は出席者の多数決により、従来通り第 3 日曜日に開催することを決定。
 - ② 各住戸の浴室窓下、MB ドア前、ガスチャンバー前の汚れは占有部分なので各住戸で清掃してほしい。
 - ③ 建物保全・防火担当理事の業務内容について
 - ④ リフォーム申請手続きについて
 - ⑤ 理事会の方針について
 - ⑥ 各手続書類の簡素化について
 - ⑦ 長期病欠の場合の理事代務者の選任について
 - ⑧ 理事の業務や各種手続きの流れが不明瞭、かつ手続きが複雑。紙ベース主体の運用で押印箇所と書類が多い。
- ③～⑧については、必要に応じて今後検討していきます。

3. 審議（決議）事項

- ① 組合員の高齢化に伴う理事会の人員確保等の対策については、引き続き住環境審議委員会、関係者などと協議を進め、マンション管理業者から、理事会業務委託の概要について説明を受けるため、2社と日程を調整中です。
 - ② 団地内全体の植栽の育成管理については、理事会と団地内で自主的に植栽の育成に取り組まれている住人、植栽の専門家で「植栽育成管理委員会」を5月27日に開催し、団地内全体の「植栽の育成管理計画」をまとめ、そのメンバーを「植栽育成支援員」として任命し、6月7日にボランティア活動保険に加入しました。
 - ③ 大規模改修工事の3年点検での追加改修工事等について
 - ・立体駐車場 2、3階間踊り場シート貼り替え
 - ・屋上テレビアンテナ配線保護
 - ④ B棟入口スロープの改修工事については、専門家の意見を聞き、今後の検討事項とします。またB棟入口スロープの改善対応のため業者に見積もりを依頼。
 - ⑤ B棟前道路のアスファルト舗装については、雨水管清掃後に着工。
 - ⑥ エレベーター用防災キャビネット設置
 - ⑦ エレベーター床タイル交換
 - ⑧ A棟2・3号基エレベーターホール扉取替え
A棟2・3号基エレベーターホール床、1号基エレベーター前廊下すべり止めシート貼り
 - ⑨ 防災訓練について
 - ・日時：11月12日（日）13:30～15:30
 - ・内容：避難訓練、移動式発電機操作実施、給水設備説明
 - ・消防署へ「自衛消防訓練実施通知書」届出
 - ⑩ , ⑪ 電気室・ポンプ室・ダストコンテナ室内照明・B棟入口案内板照明のLED化及びB棟ダストコンテナ室内の照明器具追加
 - ⑫ 災害時用雨水貯留タンク排水ホース取替え
 - ⑬ A棟屋上通気管エンド取付け（2カ所）
 - ⑭ 屋上通気管廻りコーキング
 - ⑮ 不要の蛍光灯・白熱灯処分
 - ⑯ 絶縁抵抗試験
 - ⑰ 新500円硬貨対応のチェンゲート機器更新バージョンアップについて見積り依頼
- ③～⑰の審議事項については、④以外は理事会全員一致で一括承認されましたので実施します。 ※見積り金額はすべて税込み金額

4. 報告事項

・建物保全・防火担当理事

- 5月22日(月) 大林ファシリティーズ(株)・打ち合わせと現地調査
① 緊急しゃ断弁の動作試験
② A棟電気室地下ピットの排水ポンプと排気ファン調査
※①、②は定期的実施の必要があるので見積り依頼(予算化)
- 5月31日(水) 野田電気・打ち合わせと現地調査
③ B棟側電話ボックス撤去後の電源送り配管撤去
④ 電気室・ポンプ室・ダストコンテナ室内照明のLED化工事
及びB棟ダストコンテナ室内の照明器具追加
⑤ 絶縁抵抗試験・毎年実施の必要あり(予算化)
※③、④、⑤は見積り依頼
- 6月2日(金) 住環境審議委員会メンバーとの意見交換
・B棟入口スロープの改修工事の件
・エレベーター用防災キャビネット設置の件
・エレベーター床タイル交換の件
・A棟2・3号基エレベーターホール扉取り替え、床すべり止め
シート貼り
- 6月8日(木) 屋上テレビアンテナ配線カバー破損・HYSエンジニアリング・
現地調査
- 6月8日(木) 東芝エレベータ(株)・資料受け取り・打ち合わせ
- 6月9日(金) 東芝エレベータ(株)・カメラ点検
- 6月26日(月)～7月6日(木) (株)泉北環境システム・雨水管の高圧洗浄

A棟表側駐車場・ガソリンスタンド側法面の陥没について(報告)

- 6月4日(日) 法面の陥没確認
- 6月5日(月) (株)泉北環境システム・現地調査・打ち合わせ
堺市南部整備事務所・現地確認(法面陥没箇所)
A棟表側駐車場(No.28～No.32)閉鎖・使用禁止
- 6月6日(火) 堺市南部下水道サービスセンター・再度の污水管現地確認
(立会い)
緊急の「お知らせ」(掲示板、回覧、ホームページで広報)
- 6月7日(水) (株)泉北環境システム関連の藤原水道・現地確認(立会い)
- 6月9日(金) 建物保全・防火担当理事で法面の陥没部をブルーシートで養生
- 6月19日(月)・20日(火)・24日(土)
緊急工事(污水管最終榭手前の横引本管改修工事)

・ 会計担当理事

6月18日(日) チェーンゲート駐車券・駐車料金回収・精算・
りそな銀行への入金(6月19日)

・ 駐車場・防犯担当理事

5月26日(金) パスカード(定期券)紛失対応
5月27日(土) 若松台支部防犯委員会の合同パトロール(午後8時～)
5月30日(火) 駐車券の発券停止対応
6月4日(日) チェーンゲート駐車券・機器のチェック
6月7日(水) アマノ(株)・機器類保守点検・駐車場管理運営の打ち合わせ
6月9日(金) チェーンゲート不具合対応
6月18日(日) チェーンゲート駐車券・駐車料金回収(会計担当理事へ引継ぎ)
・機器のチェック・駐車場支援員とのミーティング
6月24日(土) 若松台支部防犯委員会の合同パトロール(午後8時～)

・ 広報・書記担当理事

5月27日(土) 5月度 回覧を配布
6月6日(火) 緊急の「お知らせ」を回覧

・ 業務・環境清掃担当理事

5月29日(月) はるみ園芸・団地内の植栽育成管理業務の打ち合わせ
6月1日(木) ペット飼育に関する調査(飼育されている方は記入)
6月8日(木) はるみ園芸・樹木への殺虫剤散布
6月16日(金)～30日(金) はるみ園芸・AB棟裏公園ほか除草
6月18日(日) ペット飼育に関する調査報告

・ 自治会

6月3日(土) 令和5年6月度 若松台校区福祉委員会 定例会
6月7日(水) 令和5年度 ボランティア活動保険(56名)の加入
6月11日(日) 若松台校区一斉清掃・雨のため中止
令和5年6月度 若松台校区自治連合会 定例役員会
6月13日(火) 日本赤十字募金

・その他の報告事項

- ① 「4 月度 回覧について」の「2023 年度 第 1 回定例理事会・自治会報告」の開催日時「4 月 23 日」の「4」が抜けていました。お詫びして、訂正いたします。
「5 月度 回覧について」の各団体のお知らせの色がうすくて分かりづらかったと
のご意見については今後気を付けます。
- ② 5 月下旬に、A 棟上層階の住人が、集会所の屋上に上って階下の友人とバドミントンをしているのを発見しました。屋上への梯子はなく、非常に危険ですので、絶対にやめてください。保護者は注意してください！ 管理組合（理事会）としてあなたの安全は保障できません。
- ③ 立体駐車場で逆走者（車）がいるとの報告があり、注意しました。事故につながり非常に危険ですので、絶対にやめてください。立体駐車場を利用される方は逆走車に気をつけてください。
団地内で安全運転の義務を守らない場合は、駐車場使用規則 第 14 条（管理組合規約集 P48）により、駐車場の使用契約を解除します。
- ④ 今年度の若松台校区の夏祭りは、小学校の日程等により 8 月の実施は無理です。連合自治会で実行委員会を設置して、日程、内容等について検討します。
- ⑤ 管理組合（理事会）の運営、「定例理事会・自治会報告」の内容等について、ご意見、ご要望があるときは、回覧の中に直接書きこみをしたり、付箋をつけたりしないで、お手間をお掛けして申し訳ありませんが、理事長あて文書で申し入れてください。文書の様式は自由で、メモでも結構ですが、必ず日付、住戸番号、氏名を記入して、A 棟、B 棟各 1 階の管理組合ポストへ出してください。無記名のご意見、ご要望はお受けできませんので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 大阪府北部を震源とする地震による被害状況の詳細分析
 - (1)被害状況の概要
 - (2)閉じ込め・運転休止の発生状況
 - (3)故障・損傷の発生状況
2. 閉じ込め救出、運転休止の復旧への対応状況
 - (1)閉じ込め救出への対応状況
 - (2)運転休止の復旧への対応状況
3. 大阪北部地震を踏まえたエレベーターの地震対策

エレベーターの地震対策の取組みについて(報告)

国土交通省 住宅局 建築指導課
令和2年7月14日

1. エレベーターの被害状況の詳細分析(1/8)

(1)被害状況の概要

- 平成30年6月18日(月)午前7時58分に発生した大阪府北部を震源とする地震(最大震度6弱)では、エレベーターについて次のような被害が確認された。
- 運転休止が近畿2府3県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を中心として、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、香川県にわたる範囲において約63,000台^{※2}発生した。
- そのうち、近畿2府3県において346台^{※3}の閉じ込めが発生した。
- 故障・損傷が729件^{※4}確認された。
- 人身事故は発生しなかった。

表1 大阪北部地震におけるエレベーターの被害概要

都道府県	最大震度	保守台数 ^{※1} (A)	運転休止		閉じ込め				割合 (C/B)
			台数 (B)	割合 (B/A)	台数 (C)	地震時管制運転装置(現行基準適合)あり	同装置(既存不適格) ^{※5} あり	同装置なし	
福井県	4	3,174	15	0.5%	0	0	0	0	0%
岐阜県	4	6,738	97	1.4%	0	0	0	0	0%
愛知県	4	45,896	152	0.3%	0	0	0	0	0%
三重県	4	6,352	146	2.3%	0	0	0	0	0%
滋賀県	5弱	5,607	1,388	24.8%	1	0	1	0	0.1%
京都府	5強	15,536	7,440	47.9%	24	13	11	0	0.3%
大阪府	6弱	67,773	37,831	55.8%	278	121	144	13	0.7%
兵庫県	5弱	33,337	13,824	41.5%	38	4	33	1	0.3%
奈良県	5弱	5,140	2,434	47.4%	5	1	4	0	0.2%
和歌山県	3	3,494	7	0.2%	0	0	0	0	0%
香川県	4	3,982	4	0.1%	0	0	0	0	0%
合計		197,029	63,338	32.1%	346	139	193	14	0.5%

※1 保守台数はホームエレベーターを除く。出典は「2017年度昇降機設置台数等調査結果報告」(一般社団法人日本エレベーター協会)

※2 運転休止台数は、大手5社分を集計。調査の結果、平成30年6月3日報告時の値(約6万6千台)より減少。

※3 閉じ込め台数は、大手5社分を集計。調査の結果、平成30年6月3日報告時の値(339台)より増加。

※4 故障・損傷件数は、日本エレベーター協会を委員とする。調査の結果、平成30年6月3日報告時から、単位を「台」から「件」に修正(1台につき複数の故障・損傷が発生しているものを含む)。

※5 地震時管制運転装置(既存不適格)とは、P波感知装置は予備電源を備えていないものをいう。

1. エレベーターの被害状況の詳細分析(2/8)

(1)被害状況の概要

- 閉じ込めが発生した地域は、近畿2府3県のDID地区内において、震源から最大約60kmの範囲にわたった。

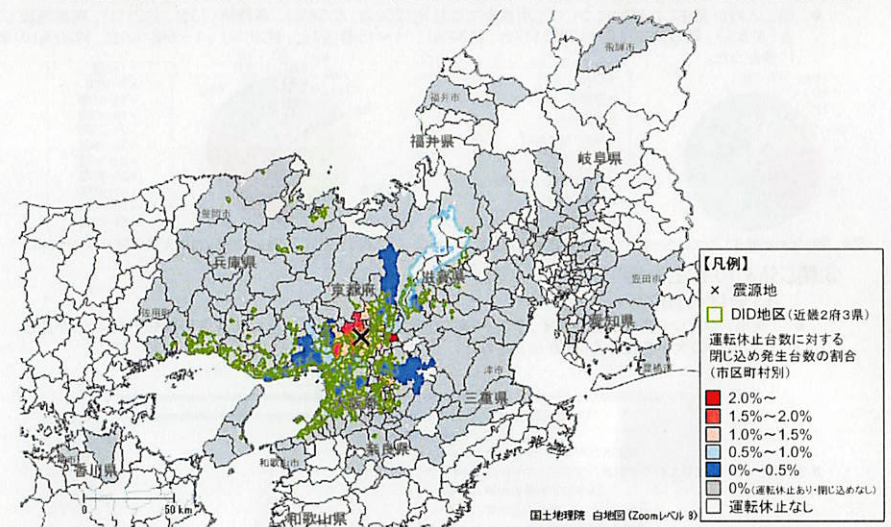


図1 エレベーターの閉じ込め・運転休止が発生した地域の分布

1. エレベーターの被害状況の詳細分析(3/8)

(1)被害状況の概要

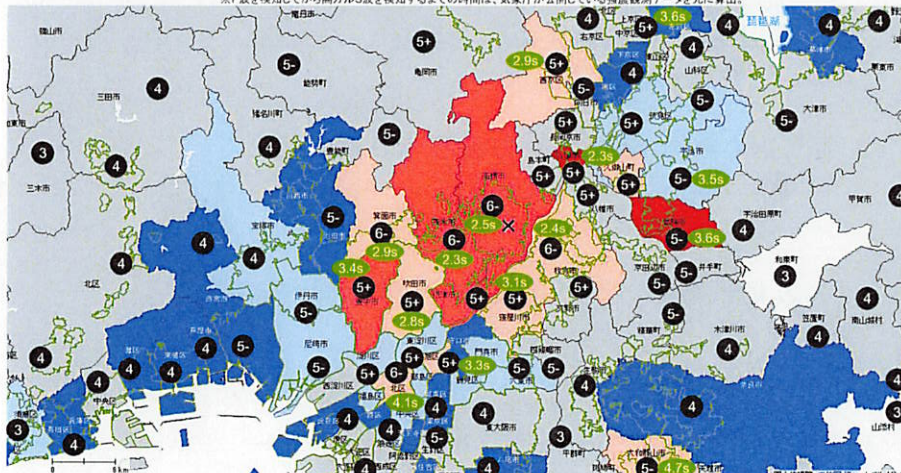
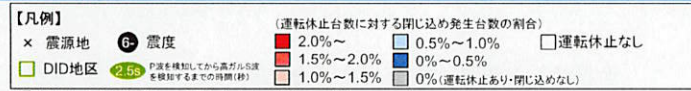


図2 エレベーターの閉じ込め・運転休止が発生した地域及び震度の分布(震源地付近拡大)

5

1. エレベーターの被害状況の詳細分析(4/8)

(2)閉じ込め・運転休止の発生状況

①地震時管制運転装置の設置状況と閉じ込めの発生状況

- 運転休止の台数に対する閉じ込めの台数の割合が府県単位では1%未満であることや、震源から遠くなるほど当該割合が小さくなる傾向が確認されたことから(表1、図1、図2参照)、地震時管制運転装置の一定の効果があったものと考えられる。
- 一方、震源から約30km(神戸方面では60km)以内の範囲では、管制運転を開始するP波を検知してから管制運転が緊急停止に至る高ガルS波を検知するまでの時間が約2~5秒^{※1}であり(図2参照)、管制運転を開始してから最寄階にかごを着床し戸を開くまでに要する時間(通常のエレベーターで最大6秒程度)よりも短く、P波感知器を有した同装置であっても防ぐことができなかった閉じ込めもあったものと推測される。
※1 (参考)平成23年東北地方太平洋沖地震では、仙台市青葉区において約16秒の時間があつた。
- なお、地震時管制運転装置が設置されていないエレベーターの閉じ込めは346台中14台と比較的少なかった^{※2}が、これは高ガルS波が到達した場合であっても運転を休止していないためと推測される。ただし、この場合、機器等が故障・損傷しても運転を続けることから、安全の観点から望ましくないと考えられる。
※2 全国のエレベーターのうち、概ね、現行基準適合の地震時管制運転装置ありが3割、既存不適格の同装置ありが4割、同装置なしが3割。

【地震時管制運転装置】

- P波(旧型の場合は低ガルS波)を検知した場合に最寄階に着床し戸を開放する。
- ただし、高ガルS波を検知した場合には、安全確保のためにかごを緊急停止し、運転を休止する。



図3 地震時管制運転の流れ

6

1. エレベーターの被害状況の詳細分析(5/8)

(2)閉じ込め・運転休止の発生状況

②閉じ込めが発生した建物の用途、階数

- 閉じ込めが発生した建物について、用途別では住宅(202台、約58%)、事務所(73台、約21%)、商業施設(28台、約8%)、階数別では6~10階(117台、約34%)、11~15階(97台、約28%)、1~5階(68台、約20%)の順に多かった。

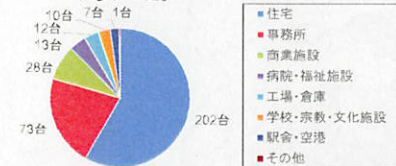


図4 閉じ込めが発生したエレベーターの設置建物用途別台数(N=346)

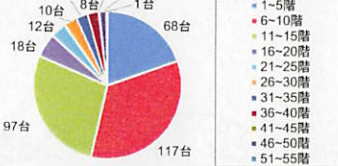


図5 閉じ込め発生したEVの地上階床数分布(N=346)

③閉じ込めの発生原因

イ)全体の傾向

- 「乗場戸スイッチ又はかご戸スイッチの一時的な開路」(211台)、「大きな加速度の検知」(194台)が閉じ込め原因の大半を占めることが確認された。

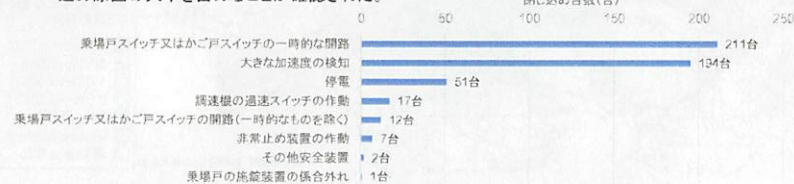


図6 エレベーターの閉じ込めの発生原因(N=346)(複数該当あり)

7

1. エレベーターの被害状況の詳細分析(6/8)

(2)閉じ込め・運転休止の発生状況

③閉じ込めの発生原因

ロ)乗場戸スイッチ又はかご戸スイッチの一時的な開路

- 建築基準法では、かごや昇降路の全ての出入口の戸が開いていなければ、かごを昇降させることができない安全装置の設置が義務付けられている。(令第129条の8第2項第2号)
- エレベーターの走行中、地震の震動等によってかご側の「①係合板」が乗場側のローラー一部を押してしまう等により、「②ドア閉鎖機構」のロックが外れ、同時に「③乗場ドア閉鎖確認スイッチ」もOFFの状態になり、戸が開放されていると検知され、エレベーターの昇降機能が緊急停止する。(図6参照)

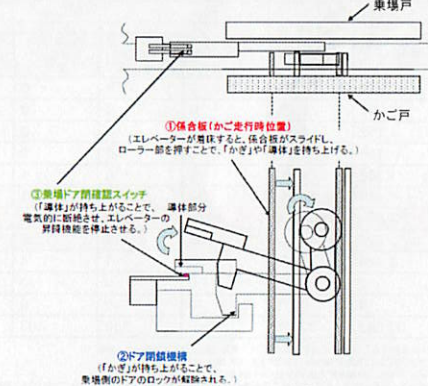


図7 戸スイッチの機構

8

1. エレベーターの被害状況の詳細分析(7/8)

(2) 閉じ込め・運転休止の発生状況

③ 閉じ込めの発生原因

ロ) 乗場戸スイッチ又はかご戸スイッチの一時的な開路

リスタート運転機能

- 地震時管制運転中に、戸スイッチが一時的に開路し緊急停止しても、その後戸スイッチが正規の状態に復帰した場合に、かごを最寄階に着床させて戸を開くことにより、閉じ込めを解消する「リスタート運転機能」がある。

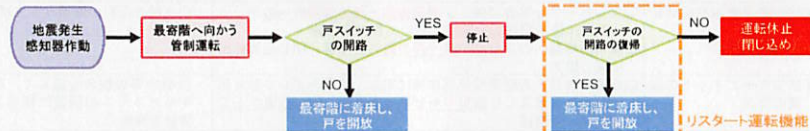


図8 地震時管制運転からリスタート運転までの流れ

リスタート運転機能の効果の検証

- リスタート運転機能ありのエレベーターの閉じ込め73台のうち、「乗場戸スイッチ又はかご戸スイッチの一時的な開路」のみが原因であるものは7台(9.6%)、同機能なしのエレベーターの閉じ込め271台のうち、「乗場戸スイッチ又はかご戸スイッチの一時的な開路」のみが原因であるものは94台(34.7%)であった。(図9参照)
※同機能の有無が不明な2台を除いている。
- リスタート運転機能は、「乗場戸スイッチ又はかご戸スイッチの一時的な開路」のみが原因である閉じ込めを一定程度防ぐ効果があると考えられる。

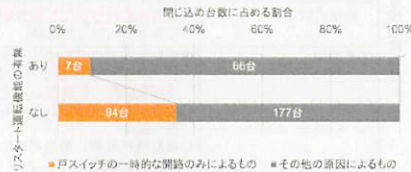


図9 リスタート機能の有無の別による閉じ込め原因

9

1. エレベーターの被害状況の詳細分析(8/8)

(3) 故障・損傷の発生状況 (一社)日本エレベーター協会調査

① 故障・損傷の内容

- 729件の故障・損傷のうち、建築基準法令で対策を求めている事項に係る被害は272件であった。(内訳は図9のとおり)
- いずれの事象も、調査台数(約20万台)に対する割合は0.1%未満(近畿2府3県においても0.1%未満)であり、被害状況は軽微といえる。
- 巻上機からの主索の外れ、釣合おりの脱落の被害は確認されなかった。

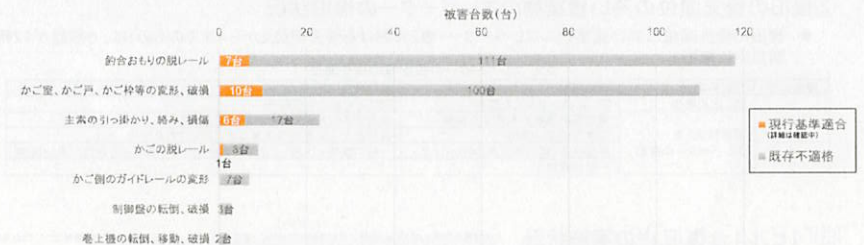


図10 故障・損傷の事象別件数(エレベーター1台につき複数該当あり)

- 建築基準法令関係以外の故障・損傷で主なものは次のとおり。
- 乗場装置(乗場ボタン、インジケーター等)の脱落、落下、破損...77件
- ガイドシュー(かご側・釣合おりの側)の変形...73件
- かご上下機器(戸の制御装置、荷重検知装置等)の破損...43件
- 調速機ロープの引っかかり、絡み...37件

10

2. 閉じ込め救出、運転休止の復旧への対応状況(1/3)

(1) 閉じ込め救出への対応状況(調査対象:エレベーター保守事業者大手5社)

① 閉じ込めの覚知

- 多少の遅れは発生したものの、著しい遅れはなし。
- 覚知の遅れの主な原因は、かご内や管理人室からの電話通報における一般電話回線の輻輳。

② 救出に要した時間

- 大半(約87%)の閉じ込めは3時間以内に救出された。
- 救出に3時間超を要した原因は次のとおり。
- 公共交通機関の停止や交通渋滞による現場到着遅れ
- 一般電話回線の輻輳による保守員への情報伝達遅れ

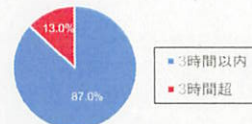


図11 閉じ込め救出までに要した時間

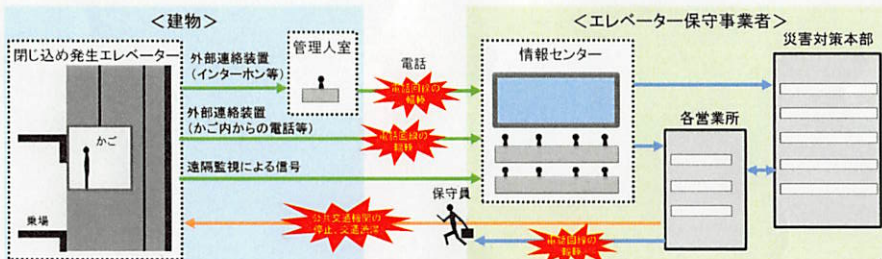


図12 エレベーター保守事業者による閉じ込めの覚知から救出までのフロー

11

2. 閉じ込め救出、運転休止の復旧への対応状況(2/3)

(1) 閉じ込め救出への対応状況

③ 消防機関による閉じ込め救出への対応状況 (調査対象:近畿2府3県の67消防本部)

- 23消防本部においてエレベーター閉じ込めに係る通報を受け、97件出動し、うち51件(閉じ込め件数全体の約52%)で救出を行った。
- 消防機関が現場に到着しても、対応せずにエレベーター保守員の到着を待ったものは36件であった。

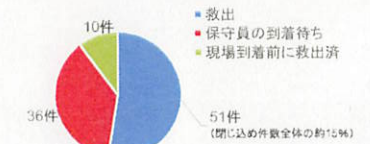


図13 消防機関の出動(全97件)

④ 建物所有者・管理者による閉じ込め救出への対応状況 (調査対象:建物所有者・管理者関係団体会員44社)

- 建物所有者・管理者による閉じ込め救出の実施は2件(全体の約0.6%)。
- ※うち1件は救出できたが、もう1件は救出を試みたものの、かごの床面と着床階の床面との段差が大きく、救出を断念。

12

2. 閉じ込め救出、運転休止の復旧への対応状況(3/3) 国土交通省

(2) 運転休止の復旧への対応状況 (調査対象: 大手5社調査)

① 復旧に要した時間

- 95%超は発災後2日以内に復旧を完了。
- 復旧に2日超を要した主な原因は次のとおり。
 - ・エレベーターの損傷
 - ・建物の被害(水道の破損による冠水等)

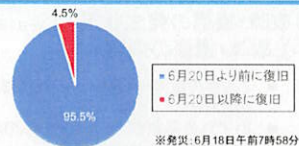


図14 復旧までに要した時間

② 復旧の優先順位の高い建築物のエレベーターの復旧状況

- 復旧の優先順位の高い建築物のエレベーター(表2における優先順位2から4までのもの)は、6割超が12時間以内に復旧。

表2 エレベーターの復旧等の優先順位

優先順位	対応内容	建物種別	判断理由
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生した建物	閉じ込め救出を最優先
2	運転休止した	病院等の弱者が利用する建物	地震により人が対応が急増する建物
3	エレベーターの復旧	公共性の高い建物	各行政から災害対策本部などに指定される建物
4		高層住宅(概ね地上高さ60m以上)	一般の建物と比較し、生活に大きな支障が起こる可能性が高い建物
5		一般の建物	

③ 「1ビル1台復旧」※の実施状況

※大規模地震時には、全体の早期復旧の観点から、複数のエレベーターが設置されている建物については、1棟につき1台を復旧させた後、他の建物の復旧に回る「1ビル1台復旧」を原則として対応している。

- 全てのビルを一巡するのに、エレベーター保守事業者によっては2~4日を要した。

3. 大阪北部地震を踏まえたエレベーターの地震対策

課題	対策	既に講じている対策 (国○、民間●)	今後の取組み
閉じ込めの発生及び救出の遅れ	① 閉じ込めが起こりにくいエレベーターの普及(地震時管制運転装置の普及、高機能化)	●エレベーター製造業者において、 リスタート運転機能を開発 ○リスタート運転機能について、公共建築工事標準仕様書へ記載 ○地震時管制運転装置設置済みマークの普及啓発	・説明会等の機会を通じて、リスタート運転機能や設置済みマークに係る普及啓発を実施
	② エレベーター保守事業者の閉じ込め救出体制の強化	○エレベーター保守事業者に対し、 閉じ込め早期救出の体制強化(交通渋滞を想定した二輪車の導入等) について要請	・引き続き左記の取組みを注視
	③ 保守事業者以外の研修等の充実	○エレベーター協会に対し、 消防機関・建物管理者への 閉じ込め救出に係る 研修の充実等 について検討を依頼 ○●消防機関への エレベーター戸の鍵の配布等 、閉じ込め救出に関し協力	・引き続き左記の取組みを注視
	④ 防災キャビネットの設置の促進	○建物所有者・管理者関係団体等に対し、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した 防災キャビネットをかご内に設置すること について依頼	・説明会等の機会を通じて、防災キャビネットの設置に係る普及啓発を実施
運転復旧の遅れ	① エレベーター保守事業者による復旧体制の強化	○エレベーター保守事業者に対し、 運転休止からの早期復旧の体制強化(交通渋滞を想定した二輪車の導入等) について要請	・引き続き左記の取組みを注視
	② きめ細かい復旧の優先順位の設定	○災害弱者が利用する建物として、 病院等に加え、サービス付き高齢者向け住宅を優先的に対応 するよう、エレベーター保守事業者に対して要請	・引き続き左記の取組みを注視
	③ その他	●保守員が安全確認を行うまでの間、自動で危険性を診断し、二次災害の危険性がないと判断された場合に仮復旧させる「 自動診断・仮復旧システム 」の開発 ○自動診断・仮復旧システムについて、公共建築工事標準仕様書へ記載 ○●建物所有者、居住者等に対する「 1ビル1台復旧 」の 考え方の普及啓発	・説明会等の機会を通じて、自動診断・仮復旧システムの設置や「1ビル1台復旧」の考え方に係る普及啓発を実施
故障の発生	① エレベーターの地震対策への支援	・防災・安全交付金による エレベーターの防災対策改修事業の制度拡充 (R1年度より)	・引き続き左記による支援を実施

令和 5 年（2023 年）7 月 1 日

泉北若松台 A B 住宅団地
居住者 様

泉北若松台 A B 住宅団地管理組合
理事長
(業務・環境清掃担当理事)

ペット飼育に関する調査報告

A B 住宅団地の住環境の改善を図り、居住者様の皆様が快適な生活を送るため、居住者様のご理解、ご協力をいただきまして 6 月に実施いたしましたペット飼育の調査について、下記のとおり報告いたします。

ペットを飼育されている居住者様には、後日、「ペット飼育の届出書」をお届けいたしますので、記入のうえ提出をお願いいたします。

A 棟

階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合計
飼育戸数	2	1	4	0	3	1	1	3	1	1	2	4	4	0	27
犬	2	1	4	0	2	0	1	3	0	1	1	5	3	0	23
猫	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	1	1	2	0	9
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	6
ペット数合計	2	1	7	0	3	1	1	3	1	1	2	6	10	0	38

B 棟

階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合計
飼育戸数	0	2	2	1	1	1	0	1	2	2	1	0	4	2	19
犬	0	1	1	1	1	1	0	2	1	2	1	0	2	1	14
猫	0	1	3	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	2	12
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
ペット数合計	0	2	4	1	1	1	0	2	2	4	1	0	5	4	27

○ 管理組合からのお願い

- ① ペットを飼育されている居住者様には、泉北若松台 AB 住宅団地 ペット飼育に関する細則に定めています「飼育者の遵守義務」を守っていただきまして、お互いに快適な生活を送っていただけますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。
- ② 犬の飼い主様へ、犬の登録（生涯に 1 回）と狂犬病予防注射（年に 1 回）を必ず行ってください。犬の健康に気を付けて、ルールを守って、リードでつないで、廊下等に糞尿させないで、飼い犬とお散歩を楽しんでください。

剪定作業のお知らせ

剪定… ヒラドツツジ・サザンカ・ユキヤナギ 他

場所… AB 棟裏公園周り・AB 棟裏ベランダ下

AB 棟表歩道脇 他

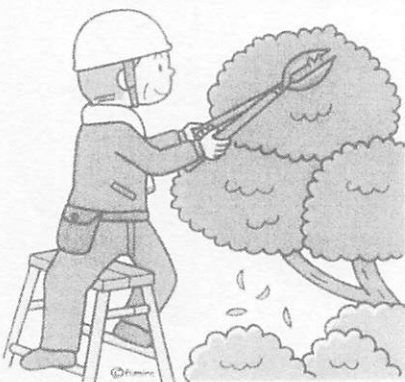
作業中は危険ですので、近くでお子様を遊ばせないよう、
ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

《実施日》

7月7日(金)～14日(金)

8:00～16:00

(日曜日は除く) 雨天順延します



業務環境清掃担当理事

廃品回収についてのお願い

泉北若松台AB住宅団地自治会

いつも廃品回収にご協力いただきありがとうございます。

___月の廃品回収日をお知らせいたします。

7	月	7	日	(金)
7	月	21	日	(金)

毎月、第1、第3金曜日が回収日となります。

当日は**午前8時30分までに**各戸前にお出してください。

出せるもの 古新聞（チラシ含む）
古雑誌・古本
ノート類・古着 等

古着は家庭に一袋で
お願い致します。

出せないもの ふとん（綿がダメ）
まくら・ビニール

注意

段ボールなどの 厚めの紙は
折りたたんで ダスト奥に出してください。
ティッシュ箱などの 薄めの紙は
折りたたんで 生活ゴミとして出してください。

部屋 番号	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
確認日																			
印																			

最終は 号 まで

令和５年度 肺がん・結核検診のご案内【予約制】

結核は過去の病気ではありません。年に１回は胸部エックス線検診を受診しましょう。

◇対 象 者

満４０歳以上の堺市民の方

＊市の制度の肺がん・結核検診（協力医療機関での個別検診を含む）の受診は、年間（４月１日から翌年３月３１日までの間）に１回のみです。

＊６５歳以上の方は必ず受診してください。（法律により受診が義務付けられています。）

◇検 査 内 容

○胸部エックス線直接撮影検査（二重読影）

＊撮影時は、原則として上半身脱衣で行います。

○喀痰細胞診検査（胸部エックス線検査と同時検査が必須です。）

＊５０歳以上で喫煙指数（１日の喫煙本数×喫煙年数）が６００以上の方が対象。検査対象となる方に、検査キットを郵送します。３日間（各１回）のタンを採っていただき検査当日に会場へお持ちください。

◇料 金

無 料

◇申し込み・お問い合わせ先

裏面の申込開始日から**事前予約**をしてください。（喀痰細胞診検査は検診日の１０日前まで）詳しい時間は後日通知する案内をご覧ください。

申込は**電話**にて受付いたします。

南保健センター（電話 ０７２-２９３-１２２２）までお電話ください。

◇日程・会場

実 施 日	時 間	場 所	定 員	申込開始日	受付締切日
R5 年 9 月 7 日(木)	9:30～11:30	はるみ小学校	55 名	7 月 18 日(火)	8 月 18 日(金)
9 月 14 日(木)		桃山台小学校			8 月 25 日(金)
9 月 20 日(水)	13:30～15:30	原山ひかり小学校		7 月 25 日(火)	9 月 1 日(金)
9 月 28 日(木)	9:30～11:30	茶山台小学校			9 月 8 日(金)
10 月 2 日(月)	9:30～11:30	上神谷小学校	55 名	8 月 15 日(火)	9 月 15 日(金)
10 月 5 日(木)		赤坂台小学校			9 月 22 日(金)
10 月 12 日(木)		福泉中央小学校			
10 月 17 日(火)		城山台小学校		8 月 22 日(火)	9 月 29 日(金)
10 月 26 日(木)		若松台小学校			10 月 6 日(金)
11 月 2 日(木)	9:30～11:30	三原台小学校	110 名	9 月 12 日(火)	10 月 13 日(金)
11 月 9 日(木)		竹城台小学校	55 名		10 月 20 日(金)
R6 年 3 月 5 日(火)	13:30～15:30	南保健センター	55 名	1 月 16 日(火)	2 月 16 日(金)

※定員に達し次第受付は終了します。

*上記日程以外にも、各保健センター等で実施しています。

*市内協力医療機関でも受診していただけます。[堺市けんしん総合サイト](#) 

*検査結果は、受診者の方へ後日（約4週間後を目途に）文書で通知します。

*診断書等の必要な方は、医療機関で健康診断を受診してください。

*小学校の場合は車でのご来場、及び検診会場へのお問合せはご遠慮ください。